

大洗原子力工学研究所 防災訓練実施結果の原子力規制委員会への報告について

大洗原子力工学研究所は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第13条の2第1項の規定に基づき、当研究所で実施した防災訓練について、その実施結果を取りまとめ、本日、原子力規制委員会に報告いたしました。

また、原災法に基づきその要旨を以下のとおり公表します。

当機構といたしましては、今後とも、大洗原子力工学研究所の原子力防災対策に万全を期してまいります。

1. 報告内容：大洗原子力工学研究所 防災訓練実施結果（対象：令和 6 年度）

2. 報告年月日：令和 7 年 2 月 28 日

別紙 1：防災訓練の結果の概要（総合訓練）

別紙 2：防災訓練の結果の概要（個別訓練）

防災訓練の項目	総合訓練	個別訓練
防災訓練実施年月日	令和 6 年 12 月 3 日	令和 6 年 6 月 25 日～令和 6 年 12 月 12 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	警戒事態に該当する地震を起因とし、廃止措置中である JMTR において使用済燃料貯蔵槽の水位低下、純水補給設備等による給水不可により、原災法第 10 条事象及び第 15 条事象に進展する原子力災害を想定	原災法第 15 条事象が発生し、高放射線環境下における現場での応急措置が必要となる事態を想定
防災訓練の内容	総合訓練 ※以下の個別訓練を組み合わせて実施 ・通報訓練 ・避難訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練 ・救護訓練	個別訓練 その他の訓練 ・遠隔機材の操作訓練 ・原子力緊急事態支援組織との連携訓練
防災訓練の結果の概要	別紙 1 のとおり	別紙 2 のとおり
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙 1 のとおり	別紙 2 のとおり

以上

防災訓練の結果の概要（総合訓練）

本訓練は、大洗原子力工学研究所原子力事業者防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）、（北地区）原子炉施設保安規定、（南地区）原子炉施設保安規定、（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定、（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定、廃棄物管理施設保安規定等に基づき実施した。

なお、本訓練では、同一地域複数事業所同時発災を想定し、核燃料サイクル工学研究所（以下「核サ研」という。）及び日本核燃料開発株式会社（以下「NFD」という。）と合同で訓練を実施した。

1. 訓練目的

本訓練では、原子力防災訓練中期計画に基づき、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の対象施設において、緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）事象の発生を想定し、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能すること及び前年度から改善を図った事項の有効性を確認した。

2. 達成目標

（1）現地対策本部

- ① 現地対策本部は、要職者の一時不在や他事業所同時発災の状況においても機構内外への情報共有ができること。
- ② 現場対応班は、大洗原子力工学研究所（以下「大洗研」という。）内の発災施設における EAL 事象の発生に加え、他拠点、他事業所での EAL 事象の発生時においても情報共有を含めた災害応急活動ができること。
- ③ 原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）への対応者について、習熟・育成が図られること。
- ④ 発災事象説明の書画装置の対応者について、習熟・育成が図られること。
- ⑤ 原子力防災管理者は、EAL 事象の判断、事象の収束に向けた対応方針を判断できること。
- ⑥ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

（2）機構対策本部

- ① 機構対策本部の ERC 対応ブース^{*1}の統括者及び発話者の対応について習熟が図れること。
- ② 複数拠点発災時の情報共有体制の習熟が図れること。
- ③ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

3. 主な検証項目

（1）現地対策本部

- ① 現地対策本部は、一時不在の要職者の代理者がその役割を代行するとともに、他事業所同時発災の状況において大洗研内の発災施設、他事業所から共有される情報を整理して集約

^{*1} 統合原子力防災ネットワークシステムを介して ERC と情報共有するための専用ブース

し、機構内外への情報共有ができること。

- ② 現場対応班は、大洗研内の防災施設における EAL 事象の発生に加え、他拠点、他事業所での EAL 事象が発生した場合でも班長を中心に「発話ポイント*2」を意識した現地対策本部等との情報共有を行うとともに、EAL 事象の進展に対する災害応急活動ができること。
- ③ ERC への対応者（「防災業務計画」に定める ERC への派遣者（リエゾン）、現地対策本部の ERC 対応ブースの対応者）は、機構対策本部を補佐する対応ができること。
- ④ 防災事象を視覚的に説明する書画装置の対応者は、事象の発生状況や今後の進展予測を図面等を用いて、わかりやすく情報共有ができること。
- ⑤ 原子力防災管理者は、事象進展に伴う EAL 事象の判断、事象の収束に向けた対応方針をタイムリーに判断できること。
- ⑥ 前年度訓練の課題に対する改善策が有効に機能すること。

（２）機構対策本部

- ① 機構対策本部の ERC ブースの統括者及び発話者が連携し、「発話ポイント」を意識した ERC との情報共有ができること。
- ② 機構対策本部は、複数拠点からの情報が輻輳する状況においても、重要度（発生している事象の重大性、進展性）を踏まえて、機構 TV 会議システム上での情報収集を優先する拠点を選別し、ERC へ優先順位を付けて情報共有できること。
- ③ 前年度訓練の課題に対する改善策が有効に機能すること。

4. 実施日時及び対象施設

（１）実施日時

○令和 6 年 12 月 3 日（火）13：15～15：57

（２）対象施設

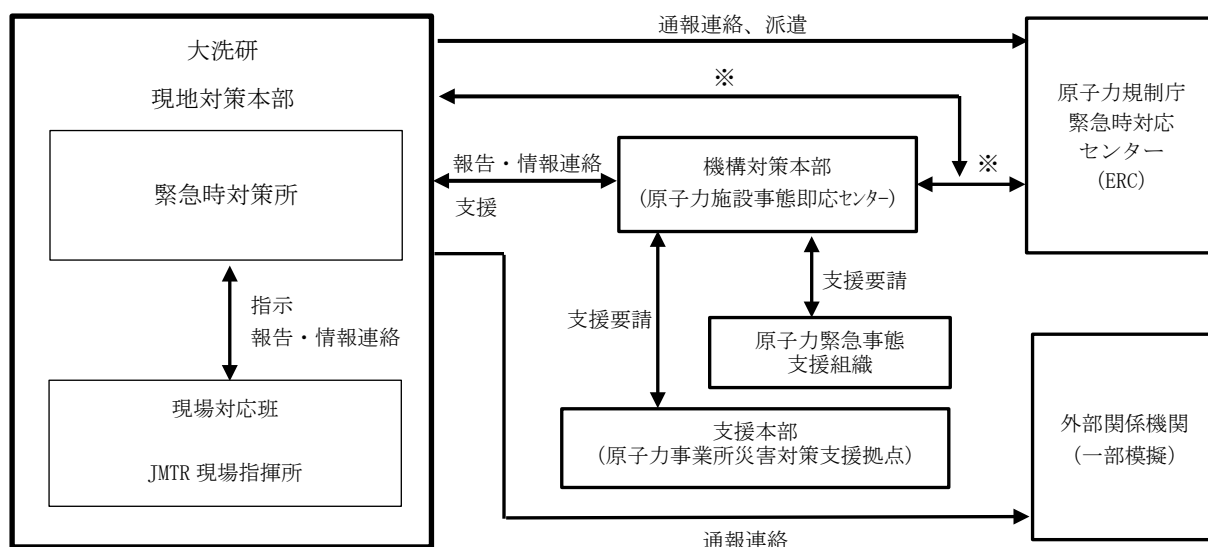
JMTR*3

*2 報告内容のポイントを整理した発話例

*3 材料試験炉

5. 実施体制、評価体制及び参加者

(1) 実施体制



※統合原子力防災ネットワークに接続されたTV会議システムによる報告・情報連絡

(2) 評価体制

- 評価のためのチェックリストを作成して活用した。
- 大洗研外の拠点から選出された訓練モニタ及び外部機関の有識者により、第三者の視点から問題点の抽出を図った。
- 訓練参加者による反省会等を通して実施状況を評価した。

(3) 参加者

○参加人数	: 227 名
<内訳>	
・大洗研現地対策本部	: 133 名
・JMTR 現場対応班	: 60 名
・機構対策本部	: 30 名
・リエゾン	: 4 名
○訓練評価者(訓練モニタ及び外部機関の有識者)	: 6 名
○その他(退避訓練のみ参加した従業員等)	: 1046 名

6. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

警戒事態に該当する地震の発生を起点として、廃止措置中である JMTR において起因事象が発生し、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に進展する原子力災害を想定した。

(1) 前提条件

- ① 事象発生時間帯
 - ・平日の勤務時間帯
- ② 施設の状況
 - ・使用済燃料輸送の準備作業中

(2) 事象概要

時 刻	発生事象等
13:15 (訓練開始)	【AL<地震発生（大洗町及び銚田市で震度 6 弱）>】、所内外部電源喪失
13:16	・使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.1）の水位低下及び内壁の水位尺の脱落を確認
13:18	・現場対応班の設置
13:20	・現地対策本部を設置 ・使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.1）の水位が-50mm に低下
13:27	・〔NFD から大洗研へ報告〕 ⇒ホットラボ棟スタックから放射性物質の異常放出（ ⁸⁵ Kr）を確認 ・所内各施設へ窓等の目張り、放管モニタの監視強化を指示
13:36	・〔NFD から大洗研へ報告〕 ⇒原災法第 15 条事象に到達【通常放出経路での気体放射性物質の放出】 ・所内放管モニタの監視強化を再度指示
13:41	・〔NFD から大洗研へ報告〕 ⇒原災法第 15 条事象の判断条件を下回った。 ホットラボ棟の排風機を停止したことで、スタックモニタの指示値が低下
13:48	・〔NFD から大洗研へ報告〕 ⇒ホットラボ棟スタック指示値がバックグラウンドまで低下
13:55	・使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.1）の水位が-500mm に低下 ・【AL-JM30<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ>】の発生を原子力防災管理者が判断
14:07	・炉プールと使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.1）の連通弁が固着し、純水供給不可 ・使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.1）と使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.2）の連通弁が開き、使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.2）からの純水供給に成功 ・使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.1）の水位低下は継続中
14:11	・使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.1）の水位が-2000mm に低下 ・【SE-JM30<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失>】の発生を原子力防災管理者が判断
14:25	・使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.2）から使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.1）への純水供給が停止
14:26	・【GE-JM30<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出>】の発生を原子力防災管理者が判断
14:35	・管理区域内で負傷者発生（右足首を負傷）、救急車を要請 ・負傷者の右手に汚染を確認
14:43	・炉プールと使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.1）の連通弁の固着が治具操作により解消
14:45	・炉プールから使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.1）への純水供給開始

14:47	・【GE-JM30】判断条件が下回ったことを確認 ・使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.1）の水位が-2000mm を回復
14:48	・【SE-JM30】判断条件が下回ったことを確認
14:55	・救急車通行経路上に散乱したガレキをミニホイールローダで撤去完了
15:02	・炉プールと使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.1）の水位が約-1250mm の平衡状態となったため、炉プールからの純水供給を停止・負傷者の除染が完了
15:05	・負傷者の身体除染が完了し、外部医療機関へ搬送開始
15:30	・プレス対応訓練開始
15:52	・プレス対応訓練終了
15:57	・訓練終了

AL：警戒事態 SE：施設敷地緊急事態 GE：全面緊急事態

7. 防災訓練の項目

総合訓練

8. 防災訓練の内容

「防災業務計画」に基づき、大洗研及び機構本部との合同による総合訓練を実施した。

なお、以下の各訓練は、シナリオ非開示型訓練として実施した。

【総合訓練】

（1）現地対策本部における訓練

- ① 招集訓練
- ② 情報共有訓練
- ③ 応急措置訓練
- ④ プレス対応訓練
- ⑤ 関係機関への派遣対応訓練

（2）機構対策本部における訓練

- ① 機構内及びERCとの情報共有訓練
- ② 原子力事業所災害対策支援拠点及び原子力緊急事態支援組織との連携訓練

【個別訓練】

- ① 通報訓練
- ② 避難訓練
- ③ 緊急時環境モニタリング訓練
- ④ 救護訓練

9. 訓練結果の概要及び個別評価

各訓練の実施内容及び評価は以下のとおり。

【総合訓練】

(1) 現地対策本部における訓練

① 招集訓練

<実施内容>

(ア) 危機管理課長は、事象発生 of 通報を受けて現地対策本部構成員を招集した。保安管理部長は、現地対策本部構成員の集合を確認して遅滞なく現地対策本部の設置を宣言した。

(イ) 環境技術開発部長は、地震の影響で使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.1）の水位が低下したとの連絡を受けて現場対応班員を招集し、現場対応班員の集合を確認して遅滞なく現場対応班を設置した。

<評価>

(ア) 危機管理課長は、「事故対策規則」に基づき、現地対策本部構成員を招集することができた。保安管理部長は、「事故対策規則」に基づき、現地対策本部の設置を宣言することができた。

(イ) 環境技術開発部長は、「JMTR施設現場対応班活動要領」に基づき、現場対応班員を招集し、現場対応班を設置することができた。

上記を踏まえ、現地対策本部要員及び現場対応班員の招集対応について、習熟が図られているものと評価する。

② 情報共有訓練

<実施内容>

(ア) 原子力防災管理者は、副原子力防災管理者（副本部長2名）が不在、総括班長が一時不在という状況であったが、それらの代理者が役割を代行して原子力防災管理者を補佐したことで情報を収集することができ、判断したEAL、指示した応急措置等について、機構対策本部へ情報共有した。

(イ) 情報統括者（保安管理部長）は、機構TV会議システムにより現場対応班から共有される情報及び現地対策本部の発話を整理し、情報の混乱を回避するとともに、JMTRにおいて発生した複数のEAL事象等について、機構対策本部へ情報共有した。

(ウ) 現場対応班は、EAL事象の発生状況、進展予測、応急措置の状況等、これらの時刻に係る情報を集約し、「発生事象状況確認シート^{*4}」、「事象進展対策シート^{*5}」等の視覚情報を用いて書画装置により現地対策本部及び機構対策本部へ情報共有した。

(エ) 現地対策本部ERC対応ブースの対応者は、機構対策本部からERCへ提供される情報の内容について確認するとともに、補足説明や質疑応答等の機構対策本部を補佐する対応

^{*4} 発生した事象に対して全体を俯瞰した情報提供が行えるよう、EAL 事象の該当条件、事象進展を把握するために監視すべきデータ（水位、圧力、放射線モニタ指示値等）等を取りまとめたCOP シート（Common Operational Picture；共通状況図）の1つ

^{*5} 発生した事象の進展を防ぐための対応策（例：放射性物質の異常放出の措置等）をまとめたCOP シートの1つ

を実施した。

- (オ) 現場指揮所から緊急時対策所へ派遣された説明要員（以下「説明要員」という。）は、JMTRのEAL事象の発生時に「発生事象状況確認シート」、その後の事象進展について「事象進展対策シート」といった視覚情報を用いて、EAL事象に該当する判断の根拠を示して書画装置により情報共有した。
- (カ) 現地対策本部は、NFDからホットラボ棟のスタックモニタ指示値が上昇したとの報告を受け、現地対策本部長の指示で、NFDと専属に対応する新たな対応班（以下「NFD対応班」という。）を設置し、電話、Eメール、FAXによりNFDから共有される情報を整理して、現地対策本部内及び機構対策本部へNFDの発災状況等を情報共有した。また、JMTRがEAL事象に進展した際には、プラントデータ、モニタリングポストの空間放射線量率データ等をEメール、FAXによりNFDへ共有し、電話による着信確認を行った。さらに、原子力防災資機材（可搬型非常用発電機）の支援要請をNFDから受け、それに応える活動を行った。
- (キ) 現地対策本部は、核サ研との同時発災を踏まえて、核サ研が原災法事象に進展した状況においては、緊急性を考慮して、核サ研と機構対策本部との機構TV会議システムの発話を優先した。その間、大洗研においては、電話又は書画装置を用いた視覚情報により所内の状況を機構対策本部へ共有した。また、現地対策本部と現場対応班はホットラインを通じて情報共有を行うとともに、緊急時対策所内では、緊急時対策所内専用の音声システムにより情報共有した。

<評価>

- (ア) 原子力防災管理者は、「現地対策本部活動要領」及び「発話ポイント」に基づき、副原子力防災管理者（副本部長 2 名）が不在、総括班長が一時不在という状況であったが、それらの代理者が役割を代行して原子力防災管理者を補佐したことで情報を収集することができ、判断した EAL、指示した応急措置等について、機構対策本部へ情報共有をすることができた。
- (イ) 情報統括者（保安管理部長）は、「現地対策本部活動要領」及び「発話ポイント」に基づき、機構 TV 会議システムの発話を整理し JMTR で発生した複数の EAL 事象等について、機構対策本部と情報共有をすることができた。
- (ウ) 現場対応班は、「JMTR 施設現場対応班活動要領」及び「発話ポイント」に基づき、複数の EAL 事象発生について根拠を示し、現地対策本部及び機構対策本部と情報共有をすることができた。
- (エ) 現地対策本部 ERC 対応ブースの対応者は、「現地対策本部活動要領」に基づき、機構対策本部から ERC へ提供される情報の内容について確認するとともに、補足説明や質疑応答等の機構対策本部を補佐する対応を実施することができた。また、現地対策本部 ERC 対応ブースの対応者には経験者と未経験者を配置し、経験者は習熟が図られ、未経験者は経験者からアドバイスを受け、育成が図られた。
- (オ) 説明要員は、「現地対策本部活動要領」に基づき、JMTR の EAL 事象の発生時に「発生事象状況確認シート」、その後の事象進展について「事象進展対策シート」といった視覚情報を用いて、EAL 事象に該当する判断の根拠を示して書画装置により情報共有をすることができた。また、説明要員には経験者と未経験者を配置し、経験者は習熟

が図られ、未経験者は経験者からアドバイスを受け、育成が図られた。

- (カ) 現地対策本部は、NFD からホットラボ棟のスタックモニタ指示値上昇の報告を受け、「現地対策本部活動要領」に基づき、現地対策本部内及び機構対策本部へ NFD の発災状況等を情報共有することができた。また、JMTR が EAL 事象に進展した際には、E メール、FAX により NFD へ情報共有し、電話による着信確認を行うことができた。さらに、原子力防災資機材（可搬型非常用発電機）の支援要請を NFD から受け、それらに応える活動を行うことができた。
- (キ) 現地対策本部は、核サ研との同時発災を踏まえて、核サ研が原災法事象に進展した状況においては、「発話のポイント」に基づき、緊急性を考慮して、核サ研と機構対策本部との機構 TV 会議システムの発話を優先することができた。その間、大洗研においては、電話又は書画装置を用いた視覚情報により所内の状況を機構対策本部へ共有することができた。また、現地対策本部と現場対応班はホットラインを通じ情報共有を行うとともに、緊急時対策所内では、緊急時対策所内専用の音声システムにより情報共有を行うことができた。

上記を踏まえ、現場対応班、現地対策本部及び機構対策本部の情報共有活動について、習熟・育成が図られているものと評価するが、以下の問題点を抽出したため、改善を行う。

- ・機構内（大洗研、核サ研、機構本部）での情報共有を行う機構TV会議システムの音声や、現地対策本部内への情報共有・指示を行う緊急時対策所内用マイクの音声が混交し、情報が聞き取りづらい環境の中、発話者が誰に対して伝えているか不明確であった。

【12. (1)問題点①】

③ 応急措置訓練

本訓練では現場対応能力向上のために、大規模地震の影響により、核サ研及び NFD との同時発災、JMTR の使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.1）の水位低下という状況下において、EAL 事象の進展を予測し、関係各所との情報共有、水位低下の停止作業及び回復作業、窓等の目張り、被ばく管理を実働で実施した。

<実施内容>

- (ア) 原子力防災管理者は、機構 TV 会議システムや書画装置により、JMTR で発生した事象の状況を把握するとともに、「発生事象状況確認シート」により、EAL 事象に該当する条件及びその条件に該当したこと並びにその時刻を確認し、計 3 件の EAL 事象を判断した。
- (イ) 現場対応班長は、使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.1）の水位低下を把握した後、水位低下の停止、水位の回復作業を立案して現地対策本部及び機構対策本部と情報共有し、実働で実施した。
- (ウ) 現場対応班長は、NFD ホットラボ棟スタックからの放射性物質の異常放出を踏まえて、防護措置として現場指揮所の窓等の目張り、建家出入口のビニール養生、現場指揮所内の被ばく管理を指示し、実働で行わせた。
- (エ) 原子力防災管理者は、JMTR に関する EAL 事象の発生状況や進展予測に係る情報を「発生事象状況確認シート」や「事象進展対策シート」で確認し、復旧作業の優先順位を含め、現場対応班へ応急措置を指示した。

(オ) 原子力防災管理者は、NFD ホットラボ棟スタックからの放射性物質の異常放出を踏まえて、その防護措置として緊急時対策所の窓等の目張り、建家出入口のビニール養生を指示し、実動で行わせた。

<評価>

(ア) 原子力防災管理者は、「防災業務計画」に基づき EAL 事象の該当を判断することができた。

(イ) 現場対応班長は、「JMTR 施設現場対応班活動要領」に基づき、使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.1）の水位低下の停止作業及び回復作業を立案して現地対策本部及び機構対策本部と情報共有し、実働で実施することができた。

(ウ) 現場対応班長は、「JMTR 施設現場対応班活動要領」に基づき、NFD ホットラボ棟スタックからの放射性物質の異常放出を踏まえて、その防護措置を実働で行わせ、被ばくの低減に努めることができた。

(エ) 原子力防災管理者は、「事故対策規則」及び「現地対策本部活動要領」に基づき、JMTR に関する復旧作業の優先順位を含め、現場対応班へ応急措置を指示することができた。

(オ) 原子力防災管理者は、「事故対策規則」及び「現地対策本部活動要領」に基づき、NFD ホットラボ棟スタックからの放射性物質の異常放出を踏まえて、その防護措置を指示し、実動で行わせ、被ばくの低減に努めることができた。

上記を踏まえ、現場対応班及び現地対策本部の応急措置活動について、習熟・育成が図られているものと評価する。

④ プレス対応訓練

<実施内容>

(ア) 広報班は、原子力防災管理者からのプレス対応指示を受け、開催時刻を調整して開催までにプレス文を作成した。プレス文の作成に当たっては、事象を整理して平易な表現を用いるとともに、現地対策本部内での読み合わせにより内容の確認を受けた。

(イ) プレス対応者は、事象の発生状況、環境への影響、作業員への影響等について説明した。説明においては、EAL事象や環境への影響を施設毎に整理し、技術的・専門的用語については注釈の記入や図面等（配置図、系統図、発災施設のパンフレット）を用いて説明した。

<評価>

(ア) 広報班は、「現地対策本部活動要領」に基づき、プレス開催時刻を調整するとともに、プレス文の内容の確認を受けてプレス文を作成することができた。プレス文の内容確認については、迅速性及び正確性の向上に引き続き努める。

(イ) プレス対応者は、「現地対策本部活動要領」に基づき、プレス発表において発生した EAL 事象を説明するとともに、技術的・専門的用語には視覚資料を用いて説明することができた。

上記を踏まえ、現地対策本部のプレス対応について、習熟・育成が図られているものと評価する。

⑤ 関係機関への派遣対応訓練

<実施内容>

- (ア) 原子力防災管理者は、原災法第10条事象及び第15条事象発生の判断後にERC及びその他関係機関への要員の派遣をそれぞれ指示した。
- (イ) 大洗研からERCへ派遣されたリエゾンは、機構対策本部からERCへ提供される情報について、補足説明、質疑応答等をERCプラント班に対して実施した。

<評価>

- (ア) 原子力防災管理者は、「防災業務計画」に基づき、大洗研からERCへのリエゾン及びその他関係機関への要員の派遣を指示することができた。
- (イ) 大洗研からERCへ派遣されたリエゾンは、「原子力規制庁緊急時対応センターへのリエゾン派遣の役割について」に基づき、機構対策本部からERCへ提供される情報について、補足説明、質疑応答等を実施することができた。また、リエゾンは未経験者を派遣し、他拠点から派遣された経験者からアドバイスを受け、育成が図られた。

上記を踏まえ、現地対策本部から関係機関への派遣対応について、習熟・育成が図られているものと評価する。

(2) 機構対策本部における訓練

① 機構内及びERCとの情報共有訓練

<実施内容>

- (ア) 機構対策本部情報班長は、核サ研及び大洗研で発生した事象の重大性や進展性を踏まえ、都度、機構TV会議システム上での情報共有を優先すべき拠点を判断し、発話を指示した。その際、機構TV会議システム上で共有できなかった片方の拠点情報は、ホットラインを設置することで収集した。また、機構対策本部ERC対応ブースは、現地対策本部が発信した情報（機構TV会議システムでの発話内容（ブリーフィング情報含む。）及び書画装置や共有フォルダを用いて共有した「事象進展対策シート」等の視覚情報）を基に、発生事象、EAL判断の根拠、収束対応戦略等に関する内容を収集した。更に、機構対策本部ERC対応ブースの統括者は、情報収集担当者に指示し、ERCに対して提供すべき情報をホットラインによって収集した。
- (イ) 機構対策本部ERC対応ブースの統括者は、収集した情報を確認し、発話者に対してERCへ提供すべき事項を指示した。機構対策本部ERC対応ブースの発話者は、書画装置により視覚情報を活用した上で、発生事象、EAL判断の根拠、収束対応戦略等に関する情報をERCに対して提供した。また、機構対策本部ERC対応ブースは、SE-JM30及びGE-JM30判断に伴うERCとの原災法第10条事象確認会議及び第15条事象認定会議（以下「10条・15条会議」という。）を実施した。

<評価>

- (ア) 機構対策本部は、「原子力規制庁緊急時対応センターとの接続時対応マニュアル」（以下「ERC対応マニュアル」という。）に基づき、現地対策本部から発生事象等に関する情報を機構TV会議システムやホットライン等を活用することによって収集することができた。
- (イ) 機構対策本部ERC対応ブースは、「ERC対応マニュアル」に基づき、「発話ポイント」

を意識して発生事象、EAL 判断の根拠、収束対応戦略等の情報を ERC へ視覚的に分かりやすく共有することができた。また、ERC との 10 条・15 条会議を遅滞なく実施できた。

上記を踏まえ、機構内及び ERC との情報共有に係る所作について習熟が図れているものと評価するが、以下の問題点を抽出したため、改善を行う。

- ・住民避難等の指示を国が判断するためには、10 条・15 条会議において、最悪の事態を想定した進展予測についても積極的に説明する必要があった。【12. (2)問題点①】
- ・原子力施設事態即応センターから ERC へ、初動時において発災施設が有する主要なリスク源及び現実的なリスクの程度を情報共有することができず、発生事象の重要度について共通認識を図ることができなかった。【12. (2)問題点②】

② 原子力事業所災害対策支援拠点及び原子力緊急事態支援組織との連携訓練

＜実施内容＞

機構対策本部は、機構本部駐車場に原子力事業所災害対策支援拠点を立ち上げるとともに、現地対策本部からの支援要請を受けて、支援本部となる原子力科学研究所に対して大洗研への原子力防災資機材（防護マスク）の派遣を要請した。また、原子力緊急事態支援組織である福島廃炉安全工学研究所に対して遠隔機材の支援を要請した。原子力防災資機材や遠隔機材の準備状況、運搬状況については、支援本部及び原子力緊急事態支援組織から情報収集を行い、機構TV会議システムでの発話により現地対策本部へ情報提供を行った。

＜評価＞

機構対策本部は、「機構本部事故対策規則」に基づき、現地対策本部からの要請を受けて支援本部及び原子力緊急事態支援組織へ支援要請をするとともに、その準備状況を機構内へ情報共有できたことから、支援要請対応について習熟が図れているものと評価する。

【個別訓練】

① 通報訓練

＜実施内容＞

- (ア) 総括班は、総括班長が一時不在であったが、その代理者が役割を代行して指揮を取り、JMTRで発生した複数の事象について、通報様式の作成及び記載内容の確認を受けて、ERCを含む外部関係機関及び機構内の関係箇所へFAXによる通報連絡を行った。また、代理者は総括班長が現地対策本部へ到着した際、発生事象、対応状況、通報様式の作成状況等について情報を共有し、総括班長の業務を引継いだ。
- EAL事象の発生に関する通報連絡の実績を下表に示す。

＜EAL事象の発生に係る通報連絡の実績＞

No.	発災 施設	判断 時刻	通報内容	送信 時刻	所要 時間
1	JMTR	13：55	【警戒事態（AL-JM30）】 ＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ＞	13：59	4分
2	JMTR	14：11	【原災法第10条事象（SE-JM30）】 ＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失＞	14：16	5分
3	JMTR	14：26	【原災法第15条事象（GE-JM30）】 ＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出＞	14：31	5分

（イ）外部対応班は、通報様式のFAX送信後、ERCを含む外部関係機関及び機構内の関係箇所に対して、電話による通報連絡及び着信確認を実施した。

＜評価＞

（ア）総括班は、総括班長の代理者が指揮をとり、「現地対策本部活動要領」に基づき、通報様式の作成及びFAXにより、外部関係機関へ通報連絡をすることができた。また、代理者は総括班長が現地対策本部へ到着した際、発生事象、対応状況、通報様式の作成状況等について情報を共有し、総括班長の業務を引継ぐことができた。

（イ）外部対応班は、「現地対策本部活動要領」に基づき、通報様式のFAX送信後、ERCを含む外部関係機関及び機構内の関係箇所に対して、電話による通報連絡及び着信確認をすることができた。

上記を踏まえ、現地対策本部からの通報連絡対応について、習熟が図られているものと評価する。

② 避難訓練

＜実施内容＞

（ア）大洗研内従業員等は、構内放送による緊急地震速報を受け、ヘルメットの着用、机の下等で身を守る安全確保行動をとった。

（イ）大洗研内従業員等は、NFDホットラボ棟からの放射性物質の異常放出に伴い、構内放送による屋内退避指示を受け、建物内へ避難した。

＜評価＞

（ア）大洗研内従業員等は、「地震時措置要領」に基づき安全確保行動をすることができた。

（イ）大洗研内従業員等は、構内放送による現地対策本部からの指示に基づき屋内退避をすることができた。

上記を踏まえ、大洗研内従業員等の避難活動について、習熟が図られているものと評価する。

③ 緊急時環境モニタリング訓練

＜実施内容＞

（ア）環境監視グループは、NFDホットラボ棟スタックからの放射性物質の異常放出及びJMTRの使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.1）の水位低下の連絡を受け、平常時の環境モニタリング（空間放射線量率、風向・風速等の気象観測）を実施し、測定結果を現地対策本部へ報告した。

(イ) 環境監視グループは、NFDからの放射性物質の異常放出が収まった情報を受け、モニタリングカー（1台）をJMTRの風下に配置して空間放射線量率の測定を実施し、測定結果を現地対策本部へ報告した。

<評価>

(ア) 環境監視グループは、「現地対策本部活動要領」に基づき、NFDホットラボ棟スタックからの放射性物質の異常放出及びJMTRの使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.1）の水位低下の情報を受け、平常時の環境モニタリング（空間放射線量率、風向・風速等の気象観測）を実施し、測定結果をタイムリーに現地対策本部へ報告することができた。

(イ) 環境監視グループは、「現地対策本部活動要領」に基づき、NFDからの放射性物質の異常放出が収まった情報を受け、モニタリングカー（1台）をJMTRの風下に配置して空間放射線量率の測定を実施し、測定結果をタイムリーに現地対策本部へ報告することができた。

上記を踏まえ、現地対策本部の緊急時環境モニタリング活動について、習熟が図られているものと評価する。

④ 救護訓練

<実施内容>

(ア) 現場対応班は、作業員1名が負傷したとの連絡を受け、直ちに現地対策本部へ救急車を要請した。また、負傷者の身体に汚染を確認したことから、身体除染を実施し、身体汚染のないことを確認して厚生医療グループへ引き継いだ。

(イ) 厚生医療グループは、大洗研所有の救急車内をビニールシートで養生して現場へ到着後、負傷者の状態を確認して副子による固定を行い、救急車で外部医療機関（模擬）へ搬送した。

<評価>

(ア) 現場対応班は、「JMTR施設現場対応班活動要領」に基づき、負傷者の対応をすることができた。

(イ) 厚生医療グループは、「現地対策本部活動要領」に基づき、負傷者の状態確認・応急処置、外部医療機関（模擬）への搬送をすることができた。

上記を踏まえ、現地対策本部の救護活動について、習熟が図られているものと評価する。

10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価

前回の防災訓練（令和6年1月19日実施）で抽出された改善点に対する取組状況は以下のとおり。

（1）現地対策本部

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
・問題点 特定事象発生通報の訂正報を、続報（応急措置の概要）の別紙として添付したため、訂正の情報を速やかに関係各所へ共有できなかった。 <課題> 特定事象発生通報による通報連絡において、その内容に誤りがあると、関係各所の緊急事態への初期対応に影響を及ぼす可能性があるため、誤りは速やかに訂正し、関係各所へ周知する必要があった。 <原因> FAXによる通報文の内容の訂正は、続報で修正箇所が分かるように明記して報告する運用となっていた。	<対策> 特定事象発生通報の内容に誤りがあった場合は、続報に合わせて訂正するのではなく速やかに訂正報として発信するようにルールを見直した。 <評価> 別途実施した要素訓練において、特定事象発生通報の内容に誤りがあった場合は、続報に合わせて訂正するのではなく速やかに訂正報として発信できた。このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。【完了】

(2) 機構対策本部

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
・問題点 ERC に対して、初動の段階で事故・施設の現状（どのような作業を行っていて、地震等の影響で何が発生したのか）を整理して伝えるタイミングが遅れた。 <課題> 初動時に事故・施設の現状を速やかに収集、整理し、ERC へ提供することができていない。 <原因> ① 複数拠点同時発災時には拠点から機構 TV 会議システム上で発信できる情報量が限られていたため、事故・施設の現状を機構対策本部において速やかに収集、整理することができなかった。 ② 機構対策本部は、ERC に対して事故・施設の現状を初動の段階で提供する着意が欠けていた。	<対策> ① 機構TV会議システム上における現地対策本部からの事故・施設の現状に係る情報発信に不足がある場合は、機構対策本部からホットライン経由で現地対策本部へ確認を行えるよう、ホットラインの専用様式を見直した。 ② ERC に対して、発生事象の重大性や進展予測、対応戦略を理解してもらうためには、その前提となる事故・施設の現状を初動時に理解してもらうことが重要である。そのため、事故・施設の現状を速やかに情報収集し、ERC へ提供すべきことを関係者へ教育した。 <評価> 機構対策本部のホットライン担当者は現地対策本部に対して、専用様式を用いて事故・施設の現状に係る情報を収集できた。また、ERC ブースの発話者は、その情報を書画装置で示しながら ERC へ情報共有することができた。このことから、前年度から改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。 【9. 【総合訓練】(2)①】【完了】

1 1. 訓練全体の評価結果

「1. 訓練目的」に示す「原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能すること及び前年度から改善を図った事項の有効性の確認」について、達成目標に対する以下の評価結果から、一部課題は抽出されたものの概ね達成できたと評価する。

(1) 現地対策本部

① 現地対策本部は、要職者の一時不在や他事業所同時発災の状況においても機構内外への情報共有ができること。

(主な検証項目：現地対策本部は、一時不在の要職者の代理者がその役割を代行するとともに、他事業所同時発災の状況において大洗研内の発災施設、他事業所から共有される情報を整理して集約し、機構内外への情報共有ができること。)

- ・原子力防災管理者は、「現地対策本部活動要領」及び「発話ポイント」に基づき、副原子力防災管理者(副本部長2名)が不在、総括班長が一時不在という状況であったが、それらの代理者が役割を代行して原子力防災管理者を補佐したことで情報を収集することができ、判断した EAL、指示した応急措置等について、機構対策本部へ情報共有をすることができた。【9.【総合訓練】(1)②(ア)】
- ・情報統括者(保安全管理部長)は、「現地対策本部活動要領」及び「発話ポイント」に基づき、機構 TV 会議システムの発話を整理し JMTR で発生した複数の EAL 事象等について、機構対策本部と情報共有をすることができた。【9.【総合訓練】(1)②(イ)】
- ・現地対策本部は、NFD からホットラボ棟のスタックモニタ指示値上昇の報告を受け、「現地対策本部活動要領」に基づき、現地対策本部内及び機構対策本部へ NFD の発災状況等を情報共有することができた。また、JMTR が EAL 事象に進展した際には、E メール、FAX により NFD へ情報共有し、電話による着信確認を行うことができた。さらに、原子力防災資機材(可搬型非常用発電機)の支援要請を NFD から受け、それらに応える活動を行うことができた。【9.【総合訓練】(1)②(カ)】
- ・総括班は、総括班長の代理者が指揮をとり、「現地対策本部活動要領」に基づき、通報様式の作成及び FAX により、外部関係機関へ通報連絡をすることができた。また、代理者は総括班長が現地対策本部へ到着した際、発生事象、対応状況、通報様式の作成状況等について情報を共有し、総括班長の業務を引継ぐことができた。

【9.【個別訓練】①(ア)】

- ・外部対応班は、「現地対策本部活動要領」に基づき、通報様式の FAX 送信後、ERC を含む外部関係機関及び機構内の関係箇所に対して、電話による通報連絡及び着信確認をすることができた。【9.【個別訓練】①(イ)】

② 現場対応班は、大洗研内の発災施設における EAL 事象の発生に加え、他拠点、他事業所での EAL 事象の発生時においても情報共有を含めた災害応急活動ができること。

(主な検証項目：現場対応班は、大洗研内の発災施設における EAL 事象の発生に加え、他拠点、他事業所での EAL 事象が発生した場合でも班長を中心に「発話ポイント」を意識した現地対策本部等との情報共有を行うとともに、EAL 事象の進展に対する災害応急活動ができること。)

- ・現場対応班は、「JMTR 施設現場対応班活動要領」及び「発話ポイント」に基づき、複

数の EAL 事象発生について根拠を示し、現地対策本部及び機構対策本部と情報共有をすることができた。【9.【総合訓練】(1)②(ウ)】

- ・説明要員は、「現地対策本部活動要領」に基づき、JMTR の EAL 事象の発生時に「発生事象状況確認シート」、その後の事象進展について「事象進展対策シート」といった視覚情報を用いて、EAL 事象に該当する判断の根拠を示して書画装置により情報共有をすることができた。【9.【総合訓練】(1)②(オ)】
- ・現場対応班長は、「JMTR 施設現場対応班活動要領」に基づき、使用済燃料貯蔵槽（カナルNo.1）の水位低下の停止作業及び回復作業を立案して現地対策本部及び機構対策本部と情報共有し、実働で実施することができた。【9.【総合訓練】(1)③(イ)】
- ・現場対応班長は、「JMTR 施設現場対応班活動要領」に基づき、NFD ホットラボ棟スタッフからの放射性物質の異常放出を踏まえて、その防護措置を実働で行わせ、被ばくの低減に努めることができた。【9.【総合訓練】(1)③(ウ)】

③ ERC への対応者について、習熟・育成が図られること。

（主な検証項目：ERC への対応者（「防災業務計画」に定める ERC への派遣者（リエゾン）、現地対策本部の ERC 対応ブースの対応者）は、機構対策本部を補佐する対応ができること。）

- ・現地対策本部 ERC 対応ブースの対応者は、「現地対策本部活動要領」に基づき、機構対策本部から ERC へ提供される情報の内容について確認するとともに、補足説明や質疑応答等の機構対策本部を補佐する対応を実施することができた。また、現地対策本部 ERC 対応ブースの対応者には経験者と未経験者を配置し、経験者は習熟が図られ、未経験者は経験者からアドバイスを受け、育成が図られた。【9.【総合訓練】(1)②(エ)】
- ・大洗研から ERC へ派遣されたリエゾンは、「原子力規制庁緊急時対応センターへのリエゾン派遣の役割について」に基づき、機構対策本部から ERC へ提供される情報について、補足説明、質疑応答等を実施することができた。また、リエゾンは未経験者を派遣し、他拠点から派遣された経験者からアドバイスを受け、育成が図られた。

【9.【総合訓練】(1)⑤(イ)】

④ 発災事象説明の書画装置の対応者について、習熟・育成が図られること。

（主な検証項目：発災事象を視覚的に説明する書画装置の対応者は、事象の発生状況や今後の進展予測を図面等を用いて、わかりやすく情報共有ができること。）

- ・説明要員は、「現地対策本部活動要領」に基づき、JMTR の EAL 事象の発生時に「発生事象状況確認シート」、その後の事象進展について「事象進展対策シート」といった視覚情報を用いて、EAL 事象に該当する判断の根拠を示して書画装置により情報共有をすることができた。また、説明要員には経験者と未経験者を配置し、経験者は習熟が図られ、未経験者は経験者からアドバイスを受け、育成が図られた。

【9.【総合訓練】(1)②(オ)】

⑤ 原子力防災管理者は、EAL 事象の判断、事象の収束に向けた対応方針を判断できること。

（主な検証項目：原子力防災管理者は、事象進展に伴う EAL 事象の判断、事象の収束に向けた対応方針をタイムリーに判断できること。）

- ・原子力防災管理者は、「防災業務計画」に基づき EAL 事象の該当を判断することができた。【9.【総合訓練】(1)③(ア)】

- ・原子力防災管理者は、「事故対策規則」及び「現地対策本部活動要領」に基づき、JMTR に関する復旧作業の優先順位を含め、現場対応班へ応急措置を指示することができた。

【9. 【総合訓練】(1)③(エ)】

- ⑥ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

- ・「10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価」参照。

(2) 機構対策本部

- ① 機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者及び発話者の対応について習熟が図れること。

(主な検証項目：機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者及び発話者が連携し、「発話ポイント」を意識した ERC との情報共有ができること。)

- ・機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者は、「ERC 対応マニュアル」に基づき、発話者に対して ERC へ提供すべき情報の指示ができた。また、情報収集担当者に対して機構内への情報収集を指示できた。発話者は「ERC 対応マニュアル」に基づき、書画装置により「事象進展対策シート」等を活用した上で、プラント情報、収束対応戦略等に関する情報を ERC へ共有できた。上記から、統括者及び発話者の ERC 対応に係る技能の習熟が図れつつあることを確認できた。【9. 【総合訓練】(2)①】

- ② 複数拠点発災時の情報共有体制の習熟が図れること。

(主な検証項目：機構対策本部は、複数拠点からの情報が輻輳する状況においても、重要度（発生している事象の重大性、進展性）を踏まえて、機構 TV 会議システム上での情報収集を優先する拠点を選別し、ERC へ優先順位を付けて情報共有ができること。)

- ・機構対策本部は、核サ研及び大洗研で発生した事象の重大性や進展性を踏まえ、都度、機構 TV 会議システム上での情報共有を優先すべき拠点を判断し、発話を指示できた。その際、機構 TV 会議システム上で共有できなかった片方の拠点情報は、ホットラインを設置することで収集できた。上記のとおり、複数拠点発災時においても各々の拠点からの情報を共有できる体制がとれており、対応について習熟が図れていることを確認できた。【9. 【総合訓練】(2)①】

- ③ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

- ・「10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価」参照。

1 2. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

今回の防災訓練において抽出された改善点は、以下のとおりである。

(1) 現地対策本部

・問題点①

機構内（大洗研、核サ研、機構本部）での情報共有を行う機構TV会議システムの音声や、現地対策本部内への情報共有・指示を行う緊急時対策所内用マイクの音声混交し、情報が聞き取りづらい環境の中、発話者が誰に対して伝えているか不明確であった。

【9. 【総合訓練】 (1) ②】

<課題>

情報が聞き取りづらい環境では、指示や情報共有などの円滑な意思疎通ができない。

<原因>

- ① 機構 TV 会議システムの発話において、核サ研の情報や NFD からの放射性物質の異常放出に対する所内への防護措置対応等、複数の情報共有・対応指示を現地対策本部内へ行っていたため、機構本部などの現地対策本部外から現地対策本部内への TV 会議システム発話まで注意することが難しかった。
- ② 緊急時対策所内用マイクの発話時に誰から誰へのアナウンスであるのかが明確になっていなかった。

<対策>

- ① 複数拠点同時発災時等、機構 TV 会議システムの情報共有先が複数になる場合は、現地対策本部外から現地対策本部内への発話内容を確認し、情報伝達を行う専属の人員を配置する。
- ② 緊急時対策所内用マイクを用いて緊急時対策所内へ指示、情報共有を行う場合、発信者は、冒頭に「〇〇班から××班へ」、受信者は、「〇〇班、了解」という旨の発話をする。上記をルール化し、今後の訓練を通じて習熟を図っていく。

(2) 機構対策本部

・問題点①

住民避難等の指示を国が判断するためには、10条・15条会議において、最悪の事態を想定した進展予測についても積極的に説明する必要があった。【9. 【総合訓練】 (2) ①】

<課題>

10条・15条会議では、最悪の事態を想定した進展予測についても積極的に説明する必要がある。

<原因>

10条・15条会議では、機構対策本部副本部長から「EAL判断に対する補足、事態収束に向けた対策の方針、第15条事象への進展予測」について発話する運用としていたが、最悪の事態を想定した進展予測まで発話する運用となっていなかった。

<対策>

申請書等で事故評価している事態を災害対策資料に記載するとともに、現実的な評価結果に基づく進展予測についても整理しておく。また、下記をルール化し、今後の訓練で習熟を

図っていく。

- ① 現地対策本部から機構TV会議システム上で、EALへの進展予測だけでなく最悪の事態を想定した進展予測（放射性物質の放出に至るタイミングや環境影響）についても情報共有させ、機構対策本部はその情報を収集する。
- ② 10条・15条会議の際には、機構対策本部副本部長から最悪の事態を想定した進展予測も合わせて発話する。
- ③ ERC対応ブースの統括者は、10条・15条会議における機構対策本部副本部長を補佐する（最悪の事態を想定した進展予測を含む。）。

・問題点②

原子力施設事態即応センターからERCへ、初動時において発災施設が有する主要なリスク源及び現実的なリスクの程度を情報共有することができず、発生事象の重要度について共通認識を図ることができなかった。【9.【総合訓練】(2)①】

<課題>

発生事象の重要度についてERC側と共通認識を図るために、初動時において発災施設が有する主要なリスク源及び現実的なリスクの程度について発話する必要がある。

<原因>

ERCに対して、初動時に事故・施設の現状（どのような作業を行っていて、地震等の影響で何が発生したのか）を整理して発話する運用としていたが、発災施設が有する主要なリスク源及びリスクの程度を発話する運用としていなかった。

<対策>

ERC対応ブースの統括者及び発話者は、発災施設が有する主要なリスク源及びリスクの程度（想定される原子力災害、GE事象や更に進展した場合に環境影響がどの程度あるのか）を初動時にERCへ発話するようにマニュアルを見直す。

以 上

防災訓練の結果の概要（個別訓練（その他の訓練））

1. 訓練の目的

本訓練は、「大洗原子力工学研究所原子力事業者防災業務計画」に定める原子力緊急事態支援組織との支援体制を踏まえ、原子力災害発生時における緊急時対応に係る技能の定着・維持・向上を図るとともに、あらかじめ定めた緊急時対応に係る各種機能が有効に機能することを確認するため、緊急時に備えた各種対応に係る個別訓練を実施した。

2. 実施期間

令和6年6月25日（火）～令和6年12月12日（木）

3. 実施体制、評価体制及び参加者

（1）実施体制

訓練ごとに実施責任者を設け、実施担当者が訓練を行った。
詳細は、「添付資料」のとおり。

（2）評価体制

実施責任者が評価した。

（3）参加者

「添付資料」のとおり。

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

原子力災害対策特別措置法第 15 条事象が発生し、高放射線環境下における現場での応急措置が必要となる事態を想定した。

5. 防災訓練の項目

個別訓練（その他の訓練）

6. 防災訓練の内容

（1）遠隔機材の操作訓練

（2）原子力緊急事態支援組織との連携訓練

7. 訓練結果の概要及び個別評価

(1) 遠隔機材の操作訓練

【実施内容】

- ・ 偵察用ロボット及び作業用ロボットの操作について、走行、ガレキ撤去等の実操作訓練を実施した。
- ・ 小型無人ヘリの操作（ホバリング、移動、旋回等）について実操作訓練を実施した。

【評価】

- ・ 原子力緊急事態支援組織が保有する遠隔機材の操作ができることを確認した。評価結果は、「添付資料」のとおり。

(2) 原子力緊急事態支援組織との連携訓練

【実施内容】

- ・ 原子力緊急事態支援組織（檜葉遠隔技術開発センター^{*1}）から原子力科学研究所へ資機材搬送用車両（2台）で作業用ロボット及び小型無人ヘリを運搬し、原子力事業所災害対策支援拠点（以下「支援拠点」という。）を立ち上げた。
- ・ 原子力科学研究所において、作業用ロボット及び小型無人ヘリの動作確認を行い、支援拠点として原子力科学研究所への引渡しが可能であることを確認した。

【評価】

- ・ 支援拠点の立ち上げ及び原子力緊急事態支援組織が保有する遠隔機材の受取確認ができることを確認した。評価結果は、「添付資料」のとおり。

8. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

個別訓練（その他の訓練）で抽出された今後に向けた改善点は、「添付資料」のとおり。

以 上

^{*1} 令和6年11月1日付けで原子力緊急事態支援組織は「檜葉遠隔技術開発センター」から「福島廃炉安全工学研究所」に変更

個別訓練（その他の訓練）の概要

(1) 遠隔機材の操作訓練

- ・実施日：令和6年6月25日、6月26日、6月27日、8月27日、8月28日、8月29日、9月24日、9月25日、9月26日、11月27日、11月28日、12月10日、12月11日、12月12日
- ・参加人数：6名

概 要	実施体制 (①実施責任者、②実施担当者)	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対策 に向けた改善点
遠隔機材の操作訓練 ・ 偵察用ロボット及び作業用ロボットの 実操作訓練を実施 ・ 小型無人ヘリの実操作訓練を実施	① 檜葉遠隔技術開発センター遠隔機 材整備運用課長 ^{*2} ② 大洗原子力工学研究所 緊急時遠 隔機材運用班員 6 名（操作要員）	良	なし	・ 練度向上のため継続して実施

(2) 原子力緊急事態支援組織との連携訓練

- ・実施日：令和6年10月18日
- ・参加人数：11名（檜葉遠隔技術開発センター6名、機構本部1名、大洗原子力工学研究所4名）

概 要	実施体制 (①実施責任者、②実施担当者)	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対策 に向けた改善点
遠隔機材の運搬、引渡し訓練 ・ 作業用ロボット及び小型無人ヘリを大 洗原子力工学研究所へ運搬 ・ 作業用ロボット及び小型無人ヘリの動 作確認、引渡しを実施	【福島廃炉安全工学研究所】 ① 原子力緊急事態支援組織長 ② 原子力緊急事態支援組織要員 6 名 【機構本部】 ① 安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部危機管理課長 ② 安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部危機管理課 1 名 （連絡者） 【大洗原子力工学研究所】 ① 保安全管理部危機管理課長 ② 保安全管理部危機管理課員 1 名、 （現場指揮者・連絡者 1 名） 緊急時遠隔機材運用班員 3 名 （操作要員）	良	なし	・ 練度向上のため継続して実施

※本訓練は、原子力科学研究所及び核燃料サイクル工学研究所と合同で実施した。

^{*2} 令和6年11月1日付けで「遠隔機材整備運用課」から「遠隔機材運用課」に名称変更